

**郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
に対して寄せられた意見とそれに対する考え方**

平成 24 年 7 月 26 日
内閣官房郵政民営化推進室

整理 番号	意見提出者	意 見	御意見に対する考え方
1	個人	<p>(意見) いかなる場合も、郵便貯金銀行を指定金融機関として指定すべきではない。</p> <p>(理由) 政府の持ち株比率が高い銀行を特別扱いすることは、民業を圧迫し、日本全体の景気の低迷や、役人の腐敗を助長する。 インターネットネット銀行やATMの普及により、必ずしも近隣の金融機関を利用する必要はない。</p>	<p>今回の郵政民営化法改正前は、平成 29 年 10 月 1 日以降は、全ての地方公共団体が郵便貯金銀行を指定金融機関に指定することが可能とされていました。</p> <p>しかし、郵政民営化法の改正により、その指定することが可能となる時期を見込むことが困難となったことから、現に不都合の生じている又は将来不都合の生じる可能性がある、郵便貯金銀行以外の金融機関が存在しない市町村の区域内にその主たる事務所を置く市町村について、郵便貯金銀行を指定金融機関として指定できることとするものです。</p> <p>また、どの金融機関を指定金融機関として指定するかは、個々の市町村が判断するものです。</p>

整理 番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
2	駐日欧州連合代表部	<p>欧州連合は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に対する意見募集の公告により、意見を述べる機会が提供されたことを歓迎する。</p> <p>欧州連合は、日本郵政株式会社の再編過程は、日本政府が決定すべき国内政策課題であることを十分に認識してはいるが、この機会を捉え、これまでの対話において表明をしてきた懸念に再度言及するとともに、必要な補完を行う。</p> <p>欧州連合が特に懸念しているのは、同改正法案において、日本郵政傘下の企業が EU の事業者と競合する分野、すなわち、銀行、保険、国際スピード郵便における平等な競争条件に関する積年の問題に対する対応が盛り込まれていないこと、場合によっては、状況が悪化していることである。</p> <p>日本郵政についての、保険業法および銀行法の一定の規定からの適用除外、優遇的な規制監督、傘下企業の事業範囲の拡大に関する問題、また、あらゆる金融業者による郵便局網への同様なアクセス、国際特急便事業者にとっての税関手続きをはじめとする平等な条件の問題に関して、その解決策を、現在進行中の改正法案を施行するための過程において見出すことの重要性を、欧州連合は特に強調する。</p> <p>この観点から、日本が、特に銀行業と保険業に関し、世界貿易機関（WTO）のサービスの貿易に関する一般協定（GATS）における自らの公約に従い、その施行規則を策定するものと確信する。</p> <p>欧州連合は、日本政府が今後もこの施行プロセスの透明かつオープンな実行を担保するよう奨励する。利害関係者に同政令に盛り込まれる要素に関する意見を表明する十分な機会が与えられることが、きわめて重要であることは言を待たない。欧州連合は、この問題に関し、より詳細な意見を表明する権利を留保するものとする。</p>	<p>御意見は本パブリックコメントの対象ではなく、かねてよりの見解の表明と承知しておりますが、一般の郵政民営化法改正法は、対等な競争条件を確保するための措置が講じられており、今後も引き続き WTO 協定をはじめとする国際約束との整合性を確保することとしています。</p>

整理 番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
3	個人	<p>1 合併日を2012年10月1日とする件</p> <p>民営分社化後、郵便事業会社と郵便局会社が別会社とされたことによるデメリットが広く認識された一方、メリットは見出しがたいことから、両社をできるだけ早く合併させた方がよいとの考え方に賛成する。</p> <p>しかし、合併の準備作業には時間と習熟を要すると考えられることから、10月1日を必達目標とするのではなく、準備作業の進展によっては半年先延ばしにすることも考えるべきである。</p> <p>合併の準備作業は、いわば「離婚同居」の状態にあった夫婦を「復縁」させるようなものであり、細やかな準備が求められることはいうまでもない。通信日付印の年活字のアンダーパー入りのものをアンダーパーなしのものに戻すなど、重箱の隅をつつくような準備が必要である。これらが完璧にクリアされない限り、合併日を迎えるべきではない。</p> <p>ゆうパックとペリカン便の統合の際、現場への指示が徹底せず職員が対応できなくなり、荷物が滞留したことは、記憶に新しい。同じ轍を二度と踏むべきではない。</p> <p>2 郵便事業会社の債権債務を郵便局会社が承継する件</p> <p>10月1日以前に発行された未使用の郵便切手類は、10月1日以降、郵便局会社の債務となる。</p> <p>郵政省時代の切手ブームの時代から、大量の未使用切手が退蔵されており、これらが金券ショップ等に流通して少しずつ郵便料金に充当されている。郵便局会社においては、健全経営を図るため、これら退蔵されている未使用切手の総額をできるだけ合理的に見積もり、債務に計上したうえで、郵便料金充当という形で少しずつ償還を図るべきである。切手ブームによる未使用切手の収入により郵政省は高度成長期の設備拡張をなしえたのであるから、現在はその過去債務を償還するときである。</p>	<p>ご意見として承るとともに、総務大臣に伝えます。</p> <p>なお、合併の日（改正法の施行日）は、改正法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている（改正法附則第1条）ため、これを遅くとも平成25年5月7日までに施行させる必要がありますが、</p> <p>(1) 今回の改正の成果を一日も早く国民に示すためにはできる限り早期の再編を行うことが適切であること</p> <p>(2) 改正法を施行させるために必要な各種政省令の制定、日本郵政グループにおける再編のための準備等のために、一定の準備期間・調整期間が必要であること</p> <p>(3) 日本郵政グループにおいては、事業年度が毎年4月1日から始まり、また、半期決算等を行っていることを踏まえ、日本郵政グループにおける準備状況等を把握した上で、平成24年10月1日（月）を施行期日とするよう関係政令の準備をしております。</p> <p>ご意見は日本郵政株式会社（持株会社）に伝えます。</p>

整理番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
		<p>3 合併のメリットを最大限発揮すべき件</p> <p>関連事業への進出につき、郵便事業会社は認可制、郵便局会社は届出制となったことから、郵便局会社において関連事業が発展し、特に店頭販売事業が大変好評を博することになった。「ご当地フォルムカード」は郵趣の新しい時代を切り拓いたといえる。しかし、郵便事業会社の「ゆうゆう窓口」がこれを扱わないことから、せっかくの販売チャンス逃し、顧客にも不満が募る結果となっていた。合併後は、「ゆうゆう窓口」においても店頭販売を行うなど、顧客ニーズに応じた事業展開を図るべきである。また、郵便事業会社における関連事業への進出が認可制であることから、切手関連商品の販売がほとんどない（わずかに「切手帳」が販売されている程度）が、今後は届出制のもとで切手関連商品を販売することが期待される。郵便局会社がMC（マキシマムカード）やFDC（初日カバー）を販売すれば、好評を博するであろう。切手貼付済・押印済のMC・FDCを郵便局で販売する程度のことは、海外郵政では常識に属する。</p> <p>なお、関連事業に関しては、いわゆるファミリー企業の利権の温床となる可能性が高いので、注意を要する。「郵便局ビジネスサポート株式会社」のような企業に利ザヤ稼ぎをさせることは有害無益である。</p> <p>4 合併を周知徹底すべき件</p> <p>合併記念の記念切手を発行したり、普通切手のデザインを一新するなどして、合併の周知徹底に努められたい。民営分社化の際と同等以上の対応を求めたい。</p>	<p>ご意見は日本郵政株式会社（持株会社）に伝えます。</p> <p>ご意見は日本郵政株式会社（持株会社）に伝えます。</p>

整理 番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
4	全国郵便局長会	<p>郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）等の関係政令が、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い整備されるが、その整備内容に賛同する。</p> <p>具体的には、他の一般の金融機関のない市町村にその主たる事務所が所在する市町村について、郵便貯金銀行を、公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる指定金融機関として指定することができることとする措置を講ずることは極めて適切である。</p> <p>銀行等金融機関のない市町村にあって、公金の収納又は支払を身近に存在する郵便貯金銀行又は代理店である郵便局で扱うことができることは、地域住民サービスの利便性が高まることになるとの理由から賛同するものである。</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p>

整理 番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
5	東京都町村会	<p>地方自治法第 235 条第 2 項に定める市町村の指定金融機関について、「郵便局以外の金融機関が存在しない自治体では、ゆうちょ銀行を指定金融機関とできるように、特例を設けていただきたい。」と東京都西多摩郡檜原村 坂本義次村長が衆議院郵政改革特別委員会において参考人として発言しました。</p> <p>その発言を受けて自由民主党 橘慶一郎衆議院議員から平成 24 年 5 月 8 日に質問主意書が提出されました。</p> <p>その質問主意書に関して平成 24 年 5 月 18 日に内閣総理大臣から答弁書が送付されたところです。</p> <p>その答弁書によると「郵便局以外の金融機関がその区域内に存在しない市町村が郵便貯金銀行を指定金融機関として指定できる特例を設けることについては、当該市町村の意向を踏まえ、必要に応じ、改正法の施行のための政令の整備等の中で検討してまいりたい。」との答弁をいただいた。</p> <p>そこで、意見ですが、</p> <p>この答弁で対象となる市町村は、郵便局以外の金融機関がその区域内に存在しない市町村ということになるが、郵便局以外に他の金融機関が存在する市町村でも、公金取扱いの特殊性及び重要性にかんがみ指定金融機関として適格性があると判断される金融機関が郵便貯金銀行以外に存在しない市町村においても特例を設けていただけるようお願いいたします。</p>	<p>郵便貯金銀行以外の金融機関がその区域内に存在する市町村の預入れは 1 千万円を限度とされている預入限度額の規定の適用（郵政民営化法第 107 条）があることから、郵便貯金銀行が指定金融機関としての機能を円滑に果たすことが困難と考えられます。</p>

整理 番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
6	在日米国大使館	<p>米国政府は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に対する意見書を謹んで提出します。我々は、今回提案されている様々な措置は、郵政民営化法の改正を実施するための一連の措置の第一弾であると理解しており、法施行のプロセス全体を通して透明性が確保されることを日本政府に期待します。</p> <p>米国政府は長年にわたり、日本郵政グループ企業が保険、銀行、エクスプレス事業分野において競争上の優遇を受けているとの深刻な懸念を表明してきました。我々は、郵政民営化法の改正点には問題があると感じています。なぜならば、我々の長年の懸念を深刻化させ、日本郵政グループ企業を利するべく競争条件をさらに不平等にするからです。例えば、郵便事業会社と郵便局会社の合併は、保険、銀行および非金融事業の共同所有が禁止されている民間企業には不可能な方法で、戦略的な事業目標の達成に向けて日本郵政グループ企業間の協力関係を深化させることを可能にします。さらに、新しい体制は、非競争分野の郵便事業からの収入を郵便事業会社の国際スピード郵便(EMS)へ補助する可能性に対する長年の懸念を更に深刻化させます。米国政府は、そのような内部相互補助が発生しないことを確実にするために十分な措置が講じられ、また、そのような内部相互補助が発生していないことを証明するに足る会計の透明性が導入されるよう引き続き日本政府に求めます。</p> <p>郵政民営化法の改正を実施する作業が始まるにあたり、これを機</p>	<p>御意見は本パブリックコメントの対象ではなく、かねてよりの見解の表明と承知しておりますが、一般の郵政民営化法改正法は、対等な競争条件を確保するための措置が講じられており、今後も引き続きWTO協定をはじめとする国際約束との整合性を確保することとしています。</p>

整理 番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
		<p>にこれらの長年の懸念を払拭していただくよう、米国政府は日本政府に要望します。我々は、郵政民営化法の第二条に定められているとおり、また、日本の WTO 上の義務と整合性が確保されるように、日本政府が日本郵政グループ企業と民間企業との間に対等な競争条件を確保するための措置を取るよう要望します。米国政府はさらに、対等な競争条件に関する懸念が払拭されないうちは、日本政府が、新たな、または変更された保険商品を提供することを含む日本郵政グループ企業の業務拡大を認めないことが同様に重要であると考えます。</p> <p>米国政府は、日本政府がこれらの意見を十分に考慮するよう要望すると共に、法の施行のための一連の作業が進む中で、利害関係者が意見を表明するさらなる機会が提供されることを期待します。</p>	
7	在日米国商工会議所・欧州ビジネス協会	<p>このたび、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案(以下「本政令案」)」につきましてパブリック・コメントを提出する機会をいただいたことに感謝いたします。</p> <p>このたび国会にて成立し、本政令案の対象となる郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(以下「本法律」)は、在日米国商工会議所および欧州ビジネス協会が保険、郵便、宅配の分野において対等な競争条件を確保することに関して長年にわたり提起してき</p>	御意見は本パブリックコメントの対象ではなく、かねてよりの見解の表明と承知しておりますが、今般の郵政民営化法改正法は、対等な競争条件を確保するための措置が講じられており、今後も引き続き WTO 協定をはじめとする国際約束との整合性を確保することとしています。

整理 番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
		<p>た懸念を無視し、日本の経済や消費者の利益を損ねるものであることから、ここに強い懸念を表明します。</p> <p>本法律は、日本で業務に従事するすべての保険会社ならびに他の金融機関に対し対等な競争条件を提供するという「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」上の義務を遵守するとの日本の公約に関して深刻かつ新たな疑問を生じさせています。日本の産業および消費者は国際通商システムにおいて重要な利害関係を有していますが、特に欧米にとって重要な貿易相手国である日本がこのような措置を提案することは、日本の国益の観点からも好ましいことではありません。</p> <p>私達は長年にわたり、日本郵政と民間企業との間に対等な競争条件が確立するまでは、日本郵政による新商品ならびに既存商品の改定はいっさい認められるべきではないとの見解を示してまいりました。本法律はこの懸念に適切に対処していません。また、国際的なベストプラクティス、つまり、本件でいえば日本郵政と民間の銀行・保険会社・宅配業者との間に対等な競争条件を確保することを無視していると言えます。</p> <p>日本が国際貿易上の義務を確実に順守できるための解決策を見出すプロセスを促進するよう、強く要請いたします。</p>	

整理 番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
8	(社)全国地方銀行協会	<p>○一般の金融機関を指定金融機関に指定している市町村について今回の政令案については、「他の一般の金融機関のない市町村にその主たる事務所が所在する市町村」に限定して、公金の収納および支払い事務の円滑化を図ることを目的とするものと理解している。</p> <p>現在、これらの市町村の中には、区域外の一般の金融機関が指定金融機関として指定され、その責務を果たしているところもある。今回の措置が、このような市町村に対して、ゆうちょ銀行への指定替えを求めるものではないことを確認するとともに、そのような趣旨でないことについて周知をお願いしたい。</p> <p>○指定金融機関事務に関する態勢整備の必要性について</p> <p>ゆうちょ銀行が指定金融機関としての指定を受ける場合には、市町村の公金が適切に取り扱われるために、一般金融機関と同様に、地方自治法および同法施行令で定められた指定金融機関事務を担い得る態勢の整備が必要であることを確認したい。</p>	<p>市町村が指定金融機関を指定することや指定金融機関としてどの金融機関を指定するかについては、当該市町村が市町村ごとの事情に即して判断し決定するものであって、今回の政令改正によって郵便貯金銀行へ指定替えを求めるものではありません。</p> <p>上述のとおり、市町村が指定金融機関を指定することや指定金融機関としてどの金融機関を指定するかについては、当該市町村が市町村ごとの事情に即して判断し決定するものです。</p> <p>郵便貯金銀行が指定金融機関事務を担い得る態勢にあるかについては、郵便貯金銀行を指定しようとする当該市町村が判断すべきものであると考えています。</p>
9	個人	<p>○郵便局利用者は、取扱商品がゆうちょ銀行であろうが、かんぽ会社であろうが、ブランドは郵便局です。利用者はあくまでも郵便局ブランドを志向し、民営化以前のように高度なサービスは既存民間会社に任せ、競争は極力避けることから限度額の撤廃は求めなくて結構です。また、付加価値の低いJ Pバンクカードにあっても、これを思い切って廃止し、以前のような共用カードを復活させた方が利用者ニーズはよほど高いと思います。そして、貯金の金利ですが、窓口で申</p>	<p>ご意見は日本郵政株式会社(持株会社)に伝えます。</p>

整理 番号	意見提出者	意見	御意見に対する考え方
		<p>し込みすると、少しばかりの粗品がいただけますが、そのコストと人件費がかさみます。一方でATMでも貯金ができますが、窓口のようなコストがかからないにも関わらず金利が一緒とはおかしいと思います。</p> <p>○ ゆうちょ銀行に直轄の店舗がありますが、その数は地方にごく僅かです。また、サービス内容も郵便局とは違いがあり、時として全く不便です。直轄店舗は廃止し、以前のような普通郵便局が直轄店舗を代役すべきです。地方でも津々浦々とまではいきませんが、最低でも行政区に一箇所直轄店舗のサービスが受けられ利便は向上します。</p> <p>○ 郵便配達ですが、国民利用者は毎日配達を必ずしも必要としないと思います。DMや公共料金などの郵便物がほとんどで、いわゆる手紙類なんかはほとんど来ないことから、配達は週に一回とは言いませんが、月水金の週三回で十分です。例えば、私の家に速達や書留や小包みがあったら、ついで通常郵便物も持ち出してください。一方で、毎日配達を希望する企業や大口利用者のことなども無視できませんので、これは従来どおりが良いと思います。</p> <p>抜本的なサービスの見直しは、民営化見直しの機会を捉え、郵政各社が決断できないことをパブリックコメントで政府として実現することで効率的にユニバーサルサービスを提供でなければなりません。</p>	<p>ご意見は日本郵政株式会社（持株会社）に伝えます。</p> <p>ご意見は日本郵政株式会社（持株会社）に伝えます。</p>